

広島県国民健康保険運営協議会条例
(平成三十年三月二十日条例第三号)

(趣旨)

第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第十一条第一項の規定に基づき設置された広島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第二条 協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 四人
- 二 保険医又は保険薬剤師（国民健康保険法第四十条第一項に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 四人
- 三 公益を代表する委員 四人
- 四 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 二人

2 委員は、知事が任命する。

(庶務)

第三条 協議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(雑則)

第四条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。